



答申第621号
平成29年2月23日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年2月23日付け
神行主課第2206号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市後期高齢者医療制度における税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 地方税法及び所得税法の改正に伴い、後期高齢者医療保険料にかかる所得割額の算定に用いる税情報項目に追加が生じることから、行財政局主税部課税企画課が保有する当該税情報項目を利用することは、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 また、被保険者に対して、後期高齢者医療制度における医療費負担割合の決定根拠を的確に説明できるようにするため、住民税課税所得額に係る所得控除の情報項目を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市後期高齢者医療制度における税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【所得・課税情報】

上場株式配当所得額
繰越特定中小会社株式損失額
特例適用利子等所得額
特例適用配当等所得額

【所得控除額項目】

基礎控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
障害者控除
寡婦控除
寡夫控除
勤労学生控除
雑損控除
医療費控除
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除



答 申 第 6 2 2 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 23 日付け神保高
国第 3724 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 地方税法及び所得税法の改正に伴い、後期高齢者医療保険料にかかる所得割額を算定
するにあたり、神戸市後期高齢者医療システムに税情報項目を追加して電子計算機処理
することは不可欠であり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 後期高齢者医療制度における医療費負担割合の判定基準となる住民税課税所得額に係
る所得控除の情報項目を、神戸市後期高齢者医療システムに追加して電子計算機処理す
ることは、被保険者に対して負担割合決定の根拠を的確に説明することに寄与するもの
であり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【所得・課税情報】

上場株式配当所得額
繰越特定中小会社株式損失額
特例適用利子等所得額
特例適用配当等所得額

【所得控除額項目】

基礎控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
障害者控除
寡婦控除
寡夫控除
勤労学生控除
雑損控除
医療費控除
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除